

請願番号	請願第28号	受理年月日	平成21年9月17日
請願の件名	<p>「改正貸金業法早期完全施行及び多重債務救済制度充実などを求める意見書」の採択と関係機関への提出を求める請願</p> <p>1 請願の要旨</p> <p>別紙1「改正貸金業法早期完全施行並びに個人及び中小事業者救済のために自治体での多重債務救済制度充実等を求める意見書(案)」と同趣旨の意見書を採択いただき、関係機関に提出されるよう、別紙3記載の紹介議員の紹介をもって、請願致します。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>(1) 宮崎県では、人口当たりの自己破産件数が全国1位から3位で推移しており、自殺者も同様です(別紙2の3自殺対策白書)。高金利問題で最も大きな被害を受けている地域の一つです。</p> <p>全国では、経済・生活苦での自殺者が年間7000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止(総量規制)などを含む同法が完全施行される予定です。</p> <p>(2) 改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定しました。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつあります。</p> <p>ところが、「消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている」、「特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された</p>		

中小企業者の倒産が増加している」などを殊更に強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調が一部にあります。

しかし、いわゆるバブル崩壊後の経済危機の際、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化したのです。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招くものであり、許されるものではありません。

(3) 今、多重債務者や中小事業者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などなのです。

紹介議員	横田 照夫 十屋 幸平
摘要	